

受付月日

月 日

青森県西部海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登載申請書

申請者

住 所（事業場の所在地）  
五所川原市

氏 名（代表者）

印

五所川原市選挙管理委員会 御中

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令第一条の規定により平成 30 年 9 月 1 日現在による漁業調整委員会委員選挙人名簿の登載を下記のとおり申請する。

番 号	氏 名 (法人の名称)	生年月日	性 別	漁業の 種類	漁 業 日 数			特別 資格の 有無	選挙 権の 判定
					漁業 者として の 漁業 日数	漁業 従事者 とし ての 漁業 日数	合 計		
1		年 月 日	男 女					有 無	#
2		年 月 日	男 女					有 無	#
3		年 月 日	男 女					有 無	#
4		年 月 日	男 女					有 無	#
5		年 月 日	男 女					有 無	#
6		年 月 日	男 女					有 無	#

(裏面の注意事項をよく読んでから記入して下さい。)

(裏 面)

記 載 注 意

この申請書に基づいて海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿が作られます。名簿に登載漏れになりますと、たとえ選挙権はあっても投票することができませんから下記の 1. の何れかの一つに該当される方は必ず定められた期間内に申請して下さい。

1. 選挙権を有する者の範囲

(イ) 漁業法第 86 条第 1 項…海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（農林水産大臣が指定した市町村を含む。）内に住所又は事業場を有するものであって一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの（法人を含む。）

(ロ) 漁業法第 86 条第 2 項…知事の権限によって上記該当者の範囲を拡張せられたもの

(ハ) 漁業法第 86 条第 3 項…海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であってその委員又はその役員に就任後上記（イ）（ロ）に該当しなくなったため選挙権を失ったもの（この場合に該当するものは委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。）

2. 申請の現在日 平成 30 年 9 月 1 日

3. 申請の期間 平成 30 年 9 月 2 日から平成 30 年 9 月 5 日まで

4. 申請書の提出の場所 五所川原市選挙管理委員会又は市浦総合支所

5. 記入上の注意事項

(イ) 世帯を別にするもの又は法人はそれぞれ別の用紙を用いること。

(ロ) 「漁業者」とは漁業を営むものをいい、「漁業従事者」とは漁業者のために漁業に従事するものをいう。

(ハ) 上記 1. の（ハ）に該当する者は、特別資格の欄に○印を付すること。

6. #印のところは記入しないこと。

7. 以上の外記載についてわからないことがあれば選挙管理委員会又は市浦総合支所に問い合わせして下さい。